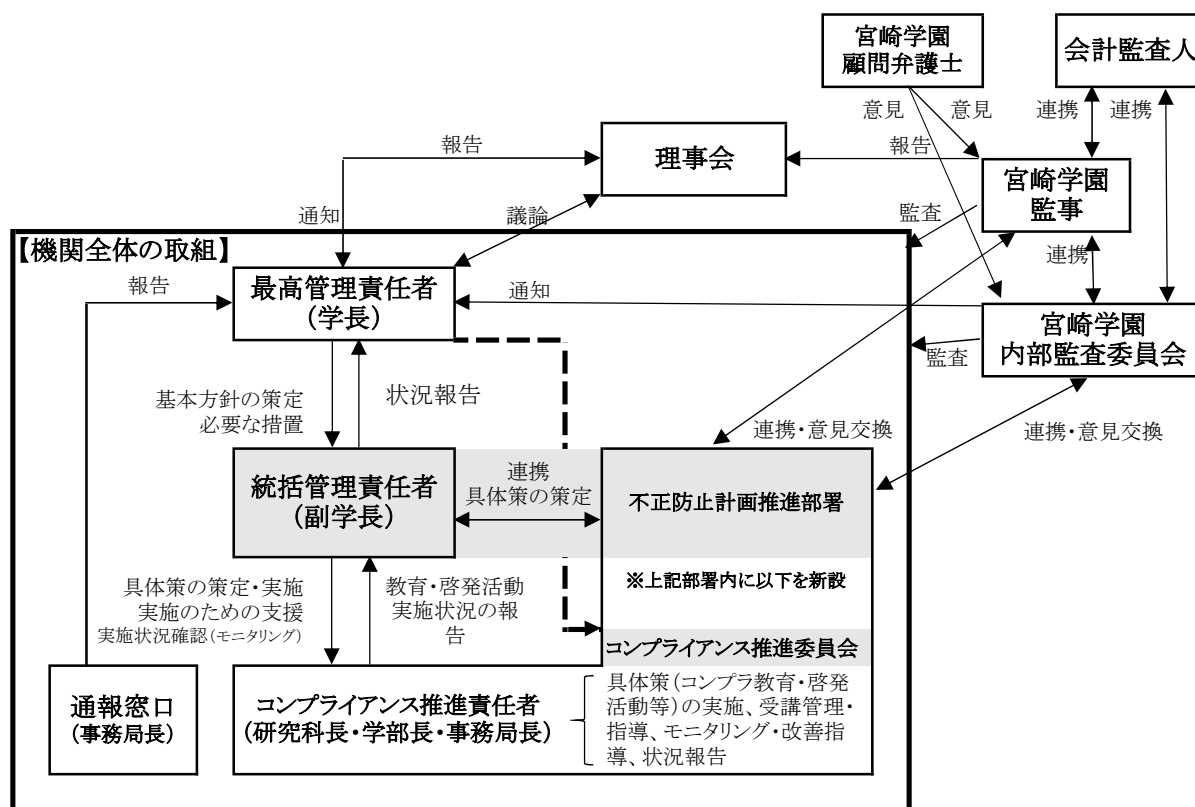


宮崎国際大学 公的研究費管理・監査規程に基づく体制図



最高管理責任者(学長)

- ・ 不正防止対策の基本方針を策定する。
- ・ 理事会等において審議を主導し、その実施状況や効果等について役員等と議論を深める。
- ・ 不正防止に向けた方針やメッセージを発信する等の啓発活動を定期的に行い、構成員の意識向上と浸透を図る。

統括管理責任者(副学長)

- ・ 最高管理責任者を補佐する。
- ・ 基本方針に基づき、不正防止計画に関する機関全体の具体的な対策を策定し、実施する。
- ・ コンプライアンス教育及び啓発活動の具体的な実施計画を策定・実施する。

不正防止計画推進部署 ※新設

- ・ 研究費の使用が適正に行われるよう、運営管理に努める。
- ・ 統括管理責任者とともに「公的研究費不正使用防止計画」を策定する。

コンプライアンス推進責任者(国際教養研究科長、国際教養学部長、教育学部長、事務局長)

統括管理責任者の指示の下、

- ・ コンプライアンス教育・啓発活動等を実施し、受講状況を管理監督する。
- ・ 実施計画に基づき、継続的に組織の隅々まで行き渡らせる啓発活動を実施する。
- ・ 適切に競争的研究費等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

コンプライアンス委員会 ※新設

- ・ 関係部局と協力して研究費の取扱いルールの特明確化・統一化を図り、コンプライアンス推進責任者と共に全教職員・学生を対象とした不正防止のコンプライアンス教育や啓発活動を企画・実施する。